

山形県市町村職員退職手当支給条例

昭和37年11月28日

条例第3号

改正	昭和38年	3月25日条例第2号	昭和38年11月8日条例第5号
	昭和39年	2月10日条例第1号	昭和39年12月12日条例第5号
	昭和41年	2月9日条例第1号	昭和42年2月15日条例第1号
	昭和42年12月	8日条例第6号	昭和43年6月3日条例第2号
	昭和44年	2月17日条例第1号	昭和44年5月26日条例第3号
	昭和45年	2月23日条例第1号	昭和45年5月11日条例第2号
	昭和45年	7月4日条例第3号	昭和46年2月18日条例第1号
	昭和46年	5月27日条例第2号	昭和46年6月18日条例第3号
	昭和47年	2月21日条例第1号	昭和48年2月22日条例第1号
	昭和48年	8月7日条例第11号	昭和49年1月19日条例第1号
	昭和49年12月	16日条例第5号	昭和50年2月13日条例第1号
	昭和50年10月	4日条例第2号	昭和50年11月25日条例第5号
	昭和51年	3月2日条例第1号	昭和51年3月25日条例第3号
	昭和51年	5月31日条例第4号	昭和51年10月19日条例第5号
	昭和52年10月	8日条例第5号	昭和52年11月22日条例第6号
	昭和53年11月	17日条例第4号	昭和55年2月1日条例第1号
	昭和55年11月	11日条例第2号	昭和57年8月11日条例第1号
	昭和58年	2月28日条例第1号	昭和58年3月31日条例第2号
	昭和58年	8月3日条例第3号	昭和59年3月23日条例第2号
	昭和60年	1月10日条例第1号	昭和61年1月8日条例第1号
	昭和61年	6月2日条例第3号	昭和62年10月12日条例第1号
	昭和63年	2月29日条例第1号	平成元年3月2日条例第1号
	平成元年	6月26日条例第2号	平成2年2月27日条例第1号
	平成3年	2月28日条例第1号	平成3年7月11日条例第3号
	平成4年	2月26日条例第1号	平成4年10月26日条例第3号
	平成4年10月	26日条例第4号	平成5年2月26日条例第1号
	平成5年10月	4日条例第3号	平成7年2月28日条例第1号
	平成8年	2月26日条例第1号	平成9年2月28日条例第2号
	平成9年12月	25日条例第4号	平成11年4月30日条例第1号
	平成11年	8月27日条例第2号	平成12年4月30日条例第1号
	平成12年	8月22日条例第2号	平成13年2月28日条例第3号
	平成13年10月	3日条例第7号	平成14年8月8日条例第6号
	平成15年	4月30日条例第1号	平成15年6月2日条例第2号
	平成15年10月	3日条例第3号	平成15年10月3日条例第4号

平成15年12月 5日条例第 6号 平成16年 2月23日条例第 1号
平成16年10月 4日条例第 2号 平成17年 2月28日条例第 1号
平成17年 4月28日条例第 2号 平成17年10月 4日条例第 5号
平成18年 3月27日条例第 2号 平成18年 8月 8日条例第 5号
平成19年 3月 2日条例第 1号 平成19年 4月27日条例第 2号
平成19年10月 2日条例第 3号 平成20年 3月 3日条例第 1号
平成21年10月 2日条例第 1号 平成22年 3月 2日条例第 1号
平成22年 4月30日条例第 3号 平成24年10月 2日条例第 1号
平成25年 2月28日条例第 1号 平成25年10月 2日条例第 4号
平成26年 7月29日条例第 1号 平成27年 4月30日条例第 1号
平成27年 9月25日条例第 2号 平成27年10月 6日条例第 3号
平成28年 3月 2日条例第 1号 平成28年10月 4日条例第 7号
平成29年 2月28日条例第 1号 平成29年 4月26日条例第 2号
平成30年 3月 2日条例第 1号 平成31年 4月25日条例第 1号
令和 元年 9月30日条例第 8号 令和 2年 3月 3日条例第 1号
令和 3年 3月 1日条例第 1号 令和 5年 2月28日条例第 1号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、山形県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）を組織する市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）並びに組合の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）の退職手当の支給及び組合市町村の負担金に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。第17条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（組合市町村（組合を含む。）が条例で休日と定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合には、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第7条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第8条中公務上の傷病又は死亡

による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の計算の基礎となる給料の月額)

第3条 退職手当の計算の基礎となる給料の月額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、その者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を含む。)によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)(以下「退職日給料月額」という。)をいう。

(退職手当の支払)

第3条の2 次条から第5条の2まで及び第11条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第16条の規定による退職手当は、規則で定める一般の退職手当等申請書を組合が受理した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 特別職の職員に対する一般の退職手当

(普通退職の場合の退職手当)

第4条 市町村長、副市町村長、教育長、監査委員、地方公営企業の管理者、企業団の企業長及びその他の特別職の職員(地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職(市町村長、副市町村長及び

監査委員を除く。)であって組合市町村長との協議により組合長が定めるものをいう。以下同じ。) (以下「特別職の職員」という。)に対する退職手当の額は、退職日給料月額にその者の勤続月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる区分による割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市町村長 100分の56.7
 - (2) 副市町村長 100分の33.1
 - (3) 教育長 100分の23.6
 - (4) 監査委員 100分の18.9
 - (5) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長 100分の28.4
 - (6) その他の特別職 100分の18.9
- 2 前項の勤続月数の計算は、当該特別職の職員となった日から退職した日までの引き続いた在職期間について当該特別職の職員となった日から起算して行う。この場合において、1月に満たない日数は1月とする。
- 3 特別職の職員が任期満了により退職した場合において、その者が引き続き当該特別職の職員となったときは、当該任期満了による退職はなかったものとみなし、退職手当は支給しない。
- 4 市町村長が任期満了により退職した場合において、当該任期満了の日から1月以内に当該市町村長となったとき(前項の規定に該当するときを除く。)は、当該任期満了による退職はなかったものと、当該任期満了の後の任期に係る在職期間は当該任期満了の任期に係る在職期間に引き続いた在職期間とみなし、退職手当は支給しない。この場合において、第2項の規定による勤続月数の計算については、当該各任期の引き続いた在職期間について各任期の初日から起算して行ったものを合計して得た月数(1月に満たない日数の合計については30日を1月として月数に換算して得た月数(1月未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた月数)を加えた月数)とする。
- 5 前2項の規定は、任期満了により退職した特別職の職員が当該退職の日から1月以内に退職手当の支給を申し出たときの当該任期満了による退職には適用しない。
- 6 前項の規定が適用され退職手当が支給されたことがある者が退職した場合の第2項の規定の適用については、「当該特別職の職員となった日」とあるのは「支給された退職手当の計算の基礎となった当該特別職の職員としての在職期間に係る最後の任期の次の任期の初日」とする。

(公務による死傷病によって退職した場合の退職手当)

第5条 特別職の職員が公務による死亡又は傷病によって退職した場合の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

第3章 一般職の職員に対する一般の退職手当

(一般の退職手当)

第5条の2 退職した職員(特別職の職員及び第21条に規定する職員を除く。以下「一般職の職員」という。)に対する退職手当の額は、次条から第8条の3まで及び第11条から第11条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した一般職の職員に対する退職手当の

基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち傷病又は死亡によらず、かつ、第15条の2第11項に規定する認定又は定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関し組合市町村が定める条例又は規則等（以下「早期退職募集条例等」という。）に規定する当該認定に相当する認定（以下「応募による退職予定職員の認定」という。）を受けないで、その者の都合により退職した者（第19条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第11条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した一般職の職員であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が組合長の承認を得たもの
- (4) 応募による退職予定職員の認定（第15条の2第1項第1号又は早期退職募集条例等中の同号に相当する規定（以下「年齢別構成適正化を図るための募集」という。）に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日又は早期退職募集条例等に規定する当該期日に相当する期日（次条において「応募による退職予定職員の退職すべき期日」という。）に退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が組合長の承認を得たもの

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した一般職の職員で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 一般職の職員であって次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
 - (3) 応募による退職予定職員の認定（第15条の2第1項第2号又は早期退職募集条例等中の同号に相当する規定に係るものに限る。）を受けて応募による退職予定職員の退職すべき期日に退職した者
 - (4) 公務上の傷病又は死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「派遣法」という。）に定める派遣職員の派遣先の業務上の傷病又は死亡を含む。以下同じ。）により退職した者
 - (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が組合長の承認を得たもの
 - (7) 25年以上勤続し、応募による退職予定職員の認定（年齢別構成適正化を図るための募集に係るものに限る。）を受けて応募による退職予定職員の退職すべき期日に退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が組合長の承認を得たもの
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した一般職の職員で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の2 退職した一般職の職員の基礎在職期間である職員としての在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前

3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第12条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第12条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第19条の3第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第16条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第12条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
 - (2) 第12条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (3) 第12条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (4) 第12条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (5) 第12条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (6) 第12条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (7) 第12条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - (8) 第12条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (9) 第12条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての

引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

- (10) 第12条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第15条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第15条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第15条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第15条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第15条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第15条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第15条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第15条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条の3 第7条第1項第4号及び第8条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第7条第1項、第8条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項及び第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係

		る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第8条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第9条 削除

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 任命権者は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職の理由の記録等)

第10条の2 任命権者は、第7条第1項第3号及び第8条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

2 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条の2 第8条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第11条の3 第8条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第6条から第8条まで	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条の
第11条の2	第8条の2第1項の	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項の
	同項第2号ロ	第8条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する

		年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第11条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第8条の2第1項第2号ロ	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第8条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第11条の4 退職した一般職の職員に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下

「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を同条第2項第1号に規定する法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。)として当該職員の職務に密接な関連があると認められる學術の調査、研究又は指導に従事させるためのもの(公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件に該当するものに限る。)を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定に基づく育児休業、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)及び同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間(育児短時間勤務をした期間を含み、派遣法の規定による派遣の期間を除く。)のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第12条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるもの並びに地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業により勤務しなかつた期間(以下「高齢者部分休業期間」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 零

2 退職した一般職の職員の基礎在職期間に第8条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分の適用については、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した一般職の職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (2) 退職した一般職の職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - (3) 一般職の職員の自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 一般職の職員の自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第11条の5 第8条第1項に規定する一般職の職員で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条の2、第8条、第8条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、地方公務員法第25条第3項第1号の規定に基づき組合市町村が定める給料表が適用される職員については、給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第12条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、一般職の職員としての引続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、一般職の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 一般職の職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び一般職の職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちには休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（配偶者同行休業、地方公務員法第55条の2第1項ただし書きに規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）、育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務の期間については、その月数の3分の1に相当する月数）及び高齢者部分休業期間があったときは、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職

員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引続いた在職期間には含まないものとする。

- (1) 職員が、第20条第2項の規定により退職手当を支給されずに職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引続いた在職期間の終期までの期間
- (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後に更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引続いた在職期間の始期から

後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は、他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条又は第17条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第17条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(勤続期間の計算の特例)

第13条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する一般職の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第14条 第12条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した一般職の職員等の在職期間の計算)

第15条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から、後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第12条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため

退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

5 第11条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の第12条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、組合長が規則で定める場合においては、この限りでない。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第15条の2 組合長は、定年前に退職する意思を有する職員（組合の職員に限る。以下この条において同じ。）の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織若しくは職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織若しくは職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 2 組合長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
 - (1) 前項各号の別
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集をする人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募（以下この条（第9項を除く。）において単に「応募」という。）に係る手続又は応募の取下げに係る組合長が指定する期日及び手続
 - (8) 第12項の規定による通知の予定時期
 - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (11) その他当該募集に関し必要な事項で規則で定めるもの
- 3 組合長は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 組合長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 組合長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 組合長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 組合長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募者の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 組合長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、組合長が指定する期日までの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (3) 第2項第2号に掲げる退職すべき期日又は同号に掲げる退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下第11項において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、組合長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 組合長は、応募者について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に掲げる募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、組合長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募が募集実施要項に適合しない場合又は応募者が第9項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 組合長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 組合長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 組合長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 15 組合長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第19条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 組合長は、募集を行った場合は、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表するものとする。

第3章の2 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第16条 職員（第21条に規定する職員を除く。以下第20条までにおいて同じ。）の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第17条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして組合長が規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児、その他組合長が規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、組合長が規則で定めるところにより組合長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、この超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本

手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間
 - (2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間
- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、組合長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは、「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施時期が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところ

ろにより、組合長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に組合長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの

間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が組合長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として組合長が規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合長が規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 組合長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は組合長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による

退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

1 3 第 1 1 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 1 1 項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 1 1 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

1 5 第 1 1 項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第 1 1 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

1 6 偽り、その他不正の行為によって第 1 項、第 3 項、第 5 項から第 1 1 項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 1 0 条の 4 の例による。

1 7 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第 4 章 退職手当の支給制限等

(定義)

第 1 8 条 この条から第 1 9 条の 7 までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職に係る組合市町村長等 職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第 1 9 条の 6 までにおいて同じ。）の日において当該職員が在職していた組合市町村（組合を含む。）の長（当該組合市町村が退職後に存しない場合にあつては、組合長）をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 1 9 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、

当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 組合長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 組合長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を山形県市町村職員退職手当組合公告式条例（昭和35年組合条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第19条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件（特別職の職員であった者については、基礎在職期間以外の期間中の行為に係る当該職員の職務に関連する刑事事件を含む。以下次条までにおいて同じ。）に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は組合長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職に係る組合市町村長等が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなもの（当該退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関がない場合の当該職員の行為を含む。）をいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額

の支払を受ける権利を承継した者を含む。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分について、組合長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、組合長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分について、組合長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、組合長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第17条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第17条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職

手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前提用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職に係る組合市町村長等が、当該退職をした者（定年前提用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 組合長は、第1項第3号に該当するときにおける同項又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条の6において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条の6におい

て「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職に係る組合市町村長等が、当該退職をした者(定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第17条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、組合長は、前項の規定による処分を行うことができない。
 - 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 4 組合長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 5 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 6 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第19条の5 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第19条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条の6 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、組合長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、組合長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額

の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと当該退職に係る組合市町村長等が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条の4第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと当該退職に係る組合市町村長等が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと当該退職に係る組合市町村長等が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退

職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第19条第2項並びに第19条の4第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第19条の4第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第19条の7 組合長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 組合長は、第19条の3第1項第3号に該当するときにおける同項若しくは第2項、第19条の4第1項、第19条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第19条の3第2項、第19条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は組合長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

（一般職の職員が退職した後引き続き一般職の職員となった場合等における退職手当の不支給）

第20条 一般職の職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び一般職の職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続き職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 一般職の職員が第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する一般職の職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第4章の2 補則

(企業職員等の退職手当)

第21条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「企業職員等」という。）の退職手当の基準は、一般職の職員についてこの条例その他の退職手当に関する条例に定める基準による。

(権利の譲渡禁止)

第22条 第2条の規定による退職手当を受ける権利はこれを譲渡し、又は担保に供することができない。

2 前項の規定に違反したときは、組合長はその者に対する退職手当の支給を、停止することができる。

(権利の裁定調査)

第23条 退職手当を受ける権利は、組合長がこれを裁定する。

2 前項の規定により裁定するため、必要と認めるときは、組合長は組合市町村に対して書類の提出を求め、又は当該組合市町村の職員について、必要な事項を調査することができる。

第5章 経費の負担等

(普通負担金)

第24条 組合市町村は、退職手当の支給に要する費用並びに組合の経費に充てるため、毎月第2条に規定する職員（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の規定により職員団体又は労働組合の業務にもっぱら従事する職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額（特別職の職員について給料月額が減額された場合で当該減額を行う期間の終了期日が設けられているときは、当該減額がないものとした場合の給料月額。以下「負担金基準給料月額」という。）に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の合計額（以下「普通負担金」という。）を負担するものとする。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員又は医師（歯科医師を含み、特別職の職員を除く。）である職員
1,000分の120

(2) 前号に定める職員以外の職員 1,000分の170

2 普通負担金は、その月分を毎月末日まで組合に納付しなければならない。

3 普通負担金を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付した日まで普通負担金（千円未満は切り捨てる。）100円につき1日4銭の割合で計算した延滞金を加えて納付しなければならない。ただし、延滞金の額が、1,000円未満又は組合長がその延滞について止むを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(普通負担金の軽減)

第24条の2 前々年度までの負担金総額（組合市町村が組合に納付した又は納付すべき負担金の合計額に第26条第2項及び第27条第1項の規定により当該組合市町村が引き継いだ負担金の額を加えた額に相当する額をいう。以下同じ。）が前々年度までの退職手当総額（職員が組合市町村を退職したことにより組合が支払った退職手当の合計額に第26条第2項及び第27条第1項の規定により当該組合市町村が引き継いだ退職手当の額を加えた額に相当する額をいう。以下同じ。）を超える組合市町村の前々年度までの収支累計（組合市町村に係る負担金総額から当該組合市町村に係る退職手当総額

を控除した額に相当する額をいう。以下この項及び第24条の3第1項第2号において同じ。)の前年度での退職手当基本額責任準備金(前年度4月1日に組合市町村に在職する職員について、同日の負担金基準給料月額を退職日給料月額とみなし、規則で定める基準によるほか前年度の末日に自己都合により退職したとした場合に、特別職の職員以外の職員については定年の定めのない職を退職した一般職の職員の例(第11条の4の規定の適用はないものとする。)により、特別職の職員については退職した特別職の職員の例により計算される一般の退職手当に相当する額の合計額をいう。以下この項及び第24条の3第1項第1号において同じ。)に対する割合が、次の表の左欄に掲げる前々年度までの収支累計の前年度での退職手当基本額責任準備金に対する割合の区分に該当する場合における当該組合市町村に対する前条第1項の規定の適用については、同項各号に掲げる割合は、同表の左欄に掲げる前々年度までの収支累計の前年度での退職手当基本額責任準備金に対する割合の区分に応じ、同項各号に掲げる割合からそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を控除して得た割合に読み替えるものとする。ただし、読み替える割合が当該組合市町村の前年度に適用された同項各号に掲げる割合(この条の規定が適用された場合は適用された読み替える割合をいい、第24条の4の規定が適用された場合は同条に規定する指定加算割合を加算する前の割合をいう。以下この条及び次条第1項第3号において「前年度普通負担金率」という。)より1,000分の5を超えて大きいときは、「前年度普通負担金率に1,000分の5を加えた割合」を読み替える割合とし、読み替える割合が前年度普通負担金率より1,000分の5を超えて小さいときは、「前年度普通負担金率から1,000分の5を減じた割合」を読み替える割合とする。

前々年度までの収支累計の前年度での退職手当基本額責任準備金に対する割合	第24条第1項各号に掲げる割合から控除する割合
25パーセント以上 30パーセント未満	1,000分の5
30パーセント以上 35パーセント未満	1,000分の10
35パーセント以上 40パーセント未満	1,000分の15
40パーセント以上 45パーセント未満	1,000分の20
45パーセント以上 50パーセント未満	1,000分の25
50パーセント以上 55パーセント未満	1,000分の30
55パーセント以上 60パーセント未満	1,000分の35
60パーセント以上 65パーセント未満	1,000分の40
65パーセント以上 70パーセント未満	1,000分の45
70パーセント以上 75パーセント未満	1,000分の50
75パーセント以上 80パーセント未満	1,000分の55
80パーセント以上 85パーセント未満	1,000分の60
85パーセント以上 90パーセント未満	1,000分の65
90パーセント以上 95パーセント未満	1,000分の70
95パーセント以上100パーセント未満	1,000分の75
100パーセント以上105パーセント未満	1,000分の80

105パーセント以上110パーセント未満	1,000分の85
110パーセント以上	1,000分の90

- 2 前項の規定の適用を受けない組合市町村において、前条第1項各号に掲げる割合と当該組合市町村の前年度普通負担金率の差が1,000分の5を超えるときの前条第1項の規定の適用については、同項各号に掲げる割合はそれぞれ「前年度普通負担金率に1,000分の5を加えた割合」に読み替えるものとする。

(調整特別負担金)

第24条の3 組合市町村（当該年度12月1日に組合市町村である市町村及び一部事務組合に限る。）は、第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合計を控除した額（当該額が負数となるときは、零）の20分の1に相当する額（以下「調整特別負担金」という。）を毎年度3月25日までに組合に納付しなければならない。

(1) 当該組合市町村（前年度4月2日以後に組合市町村となった市町村及び一部事務組合を除く。ただし、同日以後に廃置分合により新たに設置された市町村若しくは廃置分合後引き続き存する市町村にあっては、当該廃置分合により消滅した組合市町村を含む。）に係る前年度での退職手当基本額責任準備金の100分の20（特別職の職員に係る退職手当基本額責任準備金については100分の50）に相当する額

(2) 当該組合市町村に係る前々年度までの収支累計

(3) 当該組合市町村（前年度7月2日以後に組合市町村となった市町村及び一部事務組合を除く。ただし、同日以後に廃置分合により新たに設置された市町村若しくは廃置分合後引き続き存する市町村にあっては、当該廃置分合により消滅した組合市町村を含む。）に係る前年度普通負担金率を適用して計算される前年度7月分の普通負担金（過去の月分の調整に係る額を除く。）に相当する額に12を乗じて得た額

2 前項第3号に掲げる額が零である組合市町村については、同項の規定にかかわらず、当該組合市町村に係る前々年度までの負担金総額の20分の1に相当する額から同項第2号に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）の10分の1に相当する額を調整特別負担金とみなす。

3 前2項に規定する調整特別負担金は、当該組合市町村が希望する額を加算することができる。

4 調整特別負担金（前項の規定により加算される額を除く。）を期限までに納付しないときは、第24条第3項の規定を準用する。

(調整特別負担金の納付方法に係る特例)

第24条の4 組合市町村は、調整特別負担金を納付するため当該年度に適用される第24条第1項各号に掲げる割合（第24条の2の規定の適用がある場合には、同条の規定により読み替える割合をいう。以下この項において「普通負担金率」という。）に組合市町村が指定する1,000分の5に正の整数を乗じて得た割合（以下この条において「指定加算割合」という。）を加算することができる。この場合において、第24条第1項各号に掲げる職員の区分ごとに負担金基準給料月額に普通負担金率に指定加算割合を加算した割合を乗じて得た金額の合計額を普通負担金とみなす。

2 前項の規定により調整特別負担金を納付する組合市町村に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「20分の1に相当する額」とあるのは「20分の1に相当する額から指定加算割合の適用を受ける職員に係る当該年度7月の負担金基準給料月額に指定加算割合を乗じて得た額の合計額

に12を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零。）と読み替えるものとする。

（加入負担金等）

第25条 市町村（一部事務組合を含む。以下この条において同じ。）が新たにこの組合に加入したときは、当該加入市町村は、その加入の日の属する年度の4月1日（以下この項において「算出基準日」という。）における退職手当支払準備基金（退職手当支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年組合条例第4号）に基づき設置された基金をいう。）の額にその加入の日に当該加入市町村に在職する職員（加入の日の前日にこの条例の適用を受けていた職員及び加入の日の前日以前の加入の日に引き続き退職手当の算定の基礎となる勤続期間を有しない職員を除く。以下この項において「加入市町村基準職員」という。）の加入の日における負担金基準給料月額の合計額を算出基準日における組合市町村の職員の負担金基準給料月額の合計額で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する額に普通負担金相当額（4月以外の月に加入した市町村が算出基準日に組合に加入したと仮定したときに加入市町村基準職員について納付すべきであった加入の月の前月までの普通負担金の合計に相当する額をいう。）を加算した額（以下第3項において「加入負担金」という。）を組合に納付しなければならない。

2 前項の規定は、組合市町村のみを関係市町村として廃置分合が行われた場合において新たに設置された市町村がその設置の日に組合に加入するときは、適用しない。

3 加入負担金は、加入の日から3月が経過する日の属する月の末日までに納付しなければならない。ただし、組合長が認めた場合には、10年以内で均等納付することができる。

4 前項ただし書の場合において組合長が必要と認めたときは、長期利付国庫債券の利回りを勘案して定める利率による利息を付することができる。

（市町村の脱退清算）

第26条 市町村が組合から脱退した場合において、当該市町村に係る負担金総額（組合からの脱退に伴う清算に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の100分の95に相当する額（以下「清算負担金」という。）が当該市町村に係る退職手当総額を超えるとき組合は、その超える額に相当する額を当該市町村に返還するものとし、退職手当総額が清算負担金を超えるとき当該市町村は、その超える額に相当する額を組合に納付しなければならない。

2 前項の規定は、廃置分合により新たに設置された市町村がその設置の日に組合に加入した場合、組合市町村が廃置分合後も引き続きこの組合に加入している場合又は組合市町村以外の市町村が廃置分合があった日に組合に加入した場合における当該廃置分合により消滅する組合市町村には適用しない。この場合において、消滅する組合市町村に係る負担金総額及び退職手当総額は、当該廃置分合により新たに設置された市町村、当該配置分合後引き続き組合に加入している組合市町村又は廃置分合があった日に組合に加入した市町村が引き継ぐものとする。

3 第1項に規定する市町村への返還及び組合への納付は、脱退した日から3月が経過する日の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、組合長が必要と認めたときは、年1パーセントの利息を付し当該期限から5年以内で分割して納付することができる。

4 前項の規定により組合が返還又は市町村が納付した後において当該市町村に係る清算負担金又は退職手当総額に変更が生じたときは、当該変更が生じた日の属する月の翌月末日までに第1項に規定する返還又は納付を行わなければならない。

5 脱退した市町村が前2項に規定する期限（第3項ただし書の規定により分割して納付する場合は分割納付に係る各々の期限をいう。）までに納付しないときは、第24条第3項の規定を準用する。

（一部事務組合の脱退清算）

第27条 一部事務組合が組合から脱退したときは、当該一部事務組合に係る負担金総額及び当該一部事務組合に係る退職手当総額は、当該一部事務組合を構成する市町村（県を含む。以下「構成市町村等」という。）の協議に基づき当該一部事務組合が定めた方法によりそれぞれ各構成市町村等が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により組合市町村でない構成市町村等（以下「非組合構成市町村等」という。）が引き継ぐ額がある場合において、負担金総額のうち当該非組合構成市町村等が引き継ぐ額の100分の95に相当する額（以下「引継清算負担金」という。）が退職手当総額のうち非組合構成市町村等が引き継ぐ額（以下「引継退職手当額」という。）を超えるとき組合は、その超える額に相当する額を当該一部事務組合に返還するものとし、引継退職手当額が引継清算負担金を超えるとき当該一部事務組合は、その超える額に相当する額を組合に納付しなければならない。

3 前項に規定する一部事務組合への返還及び組合への納付は、脱退した日から3月が経過する日の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、組合長が必要と認めるときは、年1パーセントの利息を付し当該期限から5年以内で分割して納付することができる。

4 前項の規定により組合が返還又は一部事務組合が納付した後において当該一部事務組合に係る引継清算負担金又は引継退職手当総額に変更が生じたときは、当該変更が生じた日の属する月の翌月末日までに第2項に規定する返還又は納付を行わなければならない。

5 脱退した一部事務組合が前2項に規定する期限（第3項ただし書の規定により分割して納付する場合は分割納付に係る各々の期限をいう。）までに納付しないときは、第24条第3項の規定を準用する。

（実施規定）

第28条 この条例の実施に関し、必要な事項は、組合長が規則で定める。

附 則 （昭和37年 組合条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、昭和37年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第5条の2及び第11条の5の規定による退職手当の額は、第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

4 適用日の前日に在職する職員で第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で組合長が規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第6条第1項又は第8条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につきこの条例による改正前の山形県町村職員退職手当組合支給条例（昭和35年組合条例第1号。以下この号から第3号までにおいて「旧条例」という。）第5条（死亡により退職した者にあつては、旧条例附則第4項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第6条第1項、第7条第2項又は第8条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
 - (2) 第7条第1項の規定に該当する退職（勤務公署の移転による退職に限る。）その者につき旧条例第6条の規定により計算した退職手当の額と第7条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
 - (3) 第11条又は第11条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第4条、第5条又は第6条の規定により計算した退職手当の額と第5条の2、第6条、第8条から第8条の3まで及び第11条から第11条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- 5 附則第3項の規定の適用を受ける者に対する第13条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。
 - 6 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
 - 7 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
 - 8 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 9 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道の改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 10 組合市町村のうち規則で定めるものの職員以外の者に係る第2条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、当該組合市町村ごとに規則で定める日以後、これらの規定中「22日」とあるのは「20日」とする。
- 11 組合市町村が派遣法の規定に基づき条例を制定した場合において、当該条例の施行の日（以下「組合市町村派遣条例施行日」という。）前に当該組合市町村における地方公務員法第27条第2項の規定に基づく条例の規定により休職にされ、又は同法第35条の規定に基づく条例の規定により職務に専念する義務を免除されていた職員であって、当該組合市町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等（派遣法第2条第1項各号に掲げる機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き組合市町村派遣条例施行日において当該組合市町村の職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で規則で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間（規則で定める期間に限る。）については、第12条第4項の規定は適用しない。
- 12 組合市町村が派遣法の規定に基づき条例を制定した場合において、組合市町村派遣条例施行日前に当該組合市町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するため当該組合市町村を退職し、かつ、引き続き当該業務に従事した後、引き続いて再び当該組合市町村の職員となった者で、規則で定めるものの第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の当該組合市町村の職員としての在職期間は、後の当該組合市町村の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、構成組合市町村派遣条例施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、規則で定める。
- 13 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した一般職の職員（山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年組合条例第11号。次項及び附則第15項において「条例第11号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第6条から第8条の3まで及び附則第21項から第29項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第11条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第13項」とする。
- 14 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第11号附則第4項の規定に

該当する者を除く。)で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の2及び附則第25項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

15 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第11号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第8条又は附則第23項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第13項の規定の例により計算して得られる額とする。

16 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

17 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

18 旧機関の職員が、第12条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、組合長が規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

19 退職した一般職の職員の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で組合長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第11条の5第2項に規定する地方公務員法第25条第3項第1号の規定に基づき組合市町村が定める給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び第11条の5第2項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給

料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

20 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第17条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合長が規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第22条第2項ハ 特定退職者であって、雇用に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合長が規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）とする。」とする。

21 当分の間、11年未満の期間勤続した一般職の職員であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなくその者の都合により退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する第6条の規定の適用については、同条第2項中「含む。」とあるのは、「含み、附則第21項に規定する者を除く。」とする。

22 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した一般職の職員であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第22項」とする。

23 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した一般職の職員であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第23項」とする。

24 前3項の規定は、医師（歯科医師を含む。以下同じ。）である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

25 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項の規定に相当する組合市町村（組合を含む。）の条例の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

26 当分の間、第7条第1項第4号並びに第8条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳（医師である者にあつては65歳）を超える者に限る。）に対する第8条の3及び第11条の3の規定の適用については、第8条の3本文中「定

年に」とあるのは「60歳（医師である者にあつては65歳（定年の年齢が75年である者にあつては70歳））」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（医師である者にあつては50歳（定年の年齢が75年である者にあつては55歳）」と、第8条の3及び第11条の3の表読み替える字句の欄中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「60歳（医師である者にあつては65歳（定年の年齢が75年である者にあつては70歳）」と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。

27 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳（医師である者にあつては65歳（定年の年齢が75年である者にあつては70歳））」に達する日の属する年度の初日前に退職したときにおける第8条の3及び第11条の3の規定の適用については、第8条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（医師である者にあつては50歳（定年の年齢が75年である者にあつては55歳）」と、第8条の3及び第11条の3の表読み替える字句の欄中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「60歳（医師である者にあつては65歳（定年の年齢が75年である者にあつては70歳）」と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。

28 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳（医師である者にあつては65歳（定年の年齢が75年である者にあつては70歳））」に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第8条の3及び第11条の3の規定の適用については、第8条の3及び第11条の3の表読み替える字句の欄中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の2」とする。

29 当分の間、第7条第1項第4号及び第8条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者（附則第26項から前項までに規定する者を除く。）に対する第8条の3の規定の適用については、第8条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（医師である者にあつては50歳）」とする。

30 当分の間、第15条の2の規定の適用については、第15条の2第1項第1号中「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（医師である者にあつては50歳）」とする。

31 当分の間、一般職の職員（医師を除く。）が60歳に達した日の属する年度の次の年度の初日以後にその者の非違によることなく退職（定年の定めのない職の退職を除く。）した場合において、60歳に達した日の属する年度の末日に地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職するとし

たならばその者が支給を受けることとなる第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで並びに附則第13項から第15項までの規定により計算した退職手当の額が、この項の規定がなければその者が支給を受けることとなる第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで並びに附則第13項から第15項まで及び附則第21項から第29項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則 (昭和38年 組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年 組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日以後の退職による退職者から適用する。

附 則 (昭和39年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

附 則 (昭和39年 組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年 組合条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日以後の退職者から適用する。ただし、この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例第21条及び第24条の2第1項第2号の規定は、昭和42年4月1日以後の退職者から適用する。

(国保組合等職員の期間の通算)

- 2 昭和42年12月31日現に在職する職員で、国民健康保険組合等（旧国民健康保険法（昭和13年法律第60号）に基づき設立された組合及び同法に定める保険者が他の保険者と共同で設置した医療施設。以下「国保組合等」という。）の職員の身分を失った後引き続き職員となった者及び先に職員として在職した期間に対応する退職手当若しくはこれに相当する給付を受けないで任命権者の承認又は勧奨により国保組合等の職員として在職した後引き続き職員となった者の当該国保組合等の在職期間は、当分の間、その者の職員期間とみなす。ただし、当該在職期間の計算については、一般職の職員期間の計算の例による。

附 則 (昭和43年 組合条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。ただし、この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第12条第4項の規定は、昭和43年12月14日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 2 新条例第8条第3項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則 (昭和44年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (昭和44年 組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年 組合条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第17条(第11項を除く。)の規定は、昭和45年1月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 新条例第17条第11項の規定は、この条例の施行の日以後の詐欺その他不正の行為によって同条第1項及び第3項から第6項までの規定による退職手当の支給を受けた場合について適用する。
- 4 昭和37年12月1日(以下「適用日」という。)前に新条例第15条第1項に規定する公庫等職員となるため退職した場合(附則第27項の規定の適用を受ける職員については適用日以後に当該退職をした場合を含む。)におけるその者に対する同条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「第8条の規定による退職手当」とあるのは、「第8条の規定による退職手当に準ずる退職手当」と、同条第3項中「第8条の規定による退職手当に相当する給与」とあるのは「第8条の規定による退職手当に準ずる退職手当に相当する給与」とする。
- 5 新条例第15条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する職員のうち、次の表の左欄に掲げる者については、同条第2項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第27項の規定の適用を受ける者	第6条から第8条まで及び第11条	附則第27項
適用日前に新条例第15条第1項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

- 6 昭和40年3月31日以前において職員(新条例第2条第1項に規定する職員及び同条第2項に規定する職員とみなされる者並びに新条例第17条第2項第1号に規定する職員に準ずる者をいう。以下この項において同じ。)であった期間(昭和40年4月1日以後の職員であった期間に引き続く同日前の職員であった期間を除く。)は、新条例第17条第2項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する期間に含まれないものとする。
- 7 失業保険金に相当する退職手当(新条例第17条第2項第3号に規定する失業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有する者で、次の各号に掲げるものに対しては、昭和50年3月31日までの間、同条第1項及び第3項から第6項までに定めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。
 - (1) 就職するに至った者で、その就職するに至った日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数(新条例第17条第1項に規定する基準日数をいい、失業保険法(昭和22年法律第146号)第20条の4第1項の規定による措置が決定された場合

には、その日数に、新条例第17条第5項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。)の2分の1以上であるものについては、就職支度金

(2) 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費

8 前項第1号に掲げる就職支度金に相当する退職手当(以下「就職支度金に相当する退職手当」という。)の額は、次に掲げる額とする。

(1) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の3分の2以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の50日分に相当する額

(2) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の2分の1以上3分の2未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の30日分に相当する額

9 前項第1号又は第2号に規定する受給資格者であって、就職するに至った日の前日における支給残日数が150日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の20日分に相当する額を同項第1号又は第2号に掲げる額に加算した額とする。

10 前3項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数(新条例第17条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間を満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数(待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。)を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)をいう。

11 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第27条の3第1項に規定する就職支度金の支給の条件に従い、支給する。

12 附則第7項第2号に掲げる移転費に相当する退職手当(以下「移転費に相当する退職手当」という。)は、失業保険法第27条の4第1項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い、支給する。

13 新条例第17条第12項の規定は、就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第23条の2の規定は詐欺その他不正の行為によって就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について、準用する。

14 附則第7項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則 (昭和45年 組合条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(附則第13項中失業保険法第23条の2の規定を準用する部分を除く。)の規定は、昭和45年1月1日から適用する。

附 則 (昭和46年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年 組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年 組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年 組合条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年 組合条例第11号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の山形縣市町村職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第24条の規定は、昭和48年9月1日から施行する。
- 2 新条例の規定は、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第12条第4項及び第5項、第15条並びに第20条第3項及び第4項の規定は、昭和48年5月17日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
- 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第15条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に山形縣市町村職員退職手当支給条例（以下「支給条例」という。）第6条から第8条まで又は附則第21項から第23項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、支給条例第6条から第8条の3まで及び附則第21項から第29項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に支給条例第6条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は支給条例第8条の2及び附則第25項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に支給条例第8条又は附則第23項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 支給条例附則第4項の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、支給条例第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで、附則第4項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、その者につき山形縣市町村職員退職手当支給条例（昭和37年条例第3号）による改正前の山形縣市町村職員退職手当組合支給条例（昭和35組合条例第1号）の規定により計算した退職手当の額と支給条例及び附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

- 7 法施行日前に旧条例第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫その他の法人又は地方住宅供給公社で法施行日において新条例第12条第5項第3号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの(以下「特定指定法人」という。)において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の新条例第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 8 前項に規定する者が、法施行日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧条例の規定による退職手当の支給を受けている者であるときは、附則第2項の規定にかかわらず、前項の規定は、当該旧条例の規定により支給を受けた退職手当については、適用しない。
- 9 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の新条例第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 10 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となった場合におけるその者の新条例第12条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 11 新条例第15条第4項の規定は、附則第9項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定地方公社等職員(新条例第12条第5項に規定する特定地方公社等職員をいう。以下この項において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続いて特定地方公社等職員となった場合について準用する。
- 12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する支給条例第5条の2及び第11条の5の規定による退職手当の額は、支給条例第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで、附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。
 - (1) 支給条例第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで、附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額
 - (2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額
- 13 法施行日前に、旧条例第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き指定法人職員となった者(附則第7項に規定する者を除く。)の新条例第12条第1項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。
- 14 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第6条から第8条

の2までの規定による退職手当の額は、新条例第6条から第8条の2まで及び第11条、附則第27項並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

- (1) その者が新条例第6条から第8条の2まで及び第11条、附則第27項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合
- (2) その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を2回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

15 新条例附則第18項及びこの条例附則第7項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第18項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含み、新条例附則第18項第2号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

16 新条例附則第18項及びこの条例附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第18項の規定にかかわらず、当該退職の日における給料月額に同項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合とこの条例附則第14項第2号に掲げる割合とを合計した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

17 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において新条例第12条第4項に規定する休職指定法人に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による除算は行なわない。

18 法施行日前に、法施行日において新条例第12条第5項第2号に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの（以下「特定地方公共団体」という。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第12条第5項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定地方公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第12条第5項ただし書の規定は適用しない。

19 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第12条第5項第3号に規定する通算制度を有す

る公庫等に該当するもの（以下「特定公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第12条第5項ただし書の規定は適用しない。

20 法施行日前に、特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

21 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

22 法施行日前に、職員が、旧条例第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

23 法施行日前に、職員が、旧条例第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

24 法施行日前に旧条例第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続いて再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の新条例第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

25 法施行日前に旧条例第15条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続

き国家公務員として在職した後引き続き再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となった者の新条例第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

26 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定地方公社等（特定地方公社又は特定公社等をいう。以下同じ。）に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第12条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定地方公社等に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

27 法施行日前に、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第12条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

28 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が特定指定法人の要請に応じ、引き続き特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第12条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の先の特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

29 法施行日前に公庫等である特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第12条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の先の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の始期から後の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

30 附則第17項の規定は、法施行日前に地方公務員法第27条及び第28条若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き特定休職指定法人の業務に従事した者の新条例第12条第5項の規定による職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の計算について準用する。この場合において、附則第17項中「同項」とあるのは「新条例第12条第5項において準用する同条第4項」と読み替えるものとする。

31 この条例附則第7項、附則第9項、附則第13項又は附則第17項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる者（同表のそれぞ

れの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)及び附則第22項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第6条から第8条の2までの規定による退職手当の額については、この条例附則第12項の規定を準用する。この場合において、附則第12項第2号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第17項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間内
附則第18項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社
附則第19項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員若しくは国家公務員又は特定公庫等
附則第20項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定指定法人
附則第21項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第23項の規定の適用を受ける者	特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第24項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは特定地方公共団体の公務員又は特定指定法人
附則第25項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは国家公務員又は公庫等である特定指定法人
附則第26項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社等
附則第27項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は特定公社等
附則第28項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定指定法人
附則第29項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は公庫等である特定指定法人
附則第30項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間

32 附則第7項又は附則第9項及び附則第17項又は附則第30項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第6条から第8条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第6条から第8条の2

まで及び第11条、附則第27項並びにこの条例附則第3項から附則第6項まで又は附則第12項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び附則第27項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

33 附則第13項及び附則第17項又は附則第30項の規定の適用を受ける者（他に勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第6条から第8条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第6条から第8条の2まで及び第11条、附則第27項並びにこの条例附則第3項から附則第6項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項（新条例附則第27項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第3項から附則第5項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第6項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方式により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び附則第27項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において特定地方公社である地方道路公社若しくは土地開発公社又は特定公庫等のうち国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第134号）による改正後の国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2第72号から第89号までに掲げる法人に該当するもの（以下「地方道路公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧条例第15条第1項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き地方道路公社等に使用される者として在職した後引き続き再び職員となった者の新条例第12条第1項の規定による在職期間の計算については、この条例附則第7項及び附則第22項から附則第25項まで中「旧条例第15条第1項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第15条第1項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。

35 前項に規定する者のうち適用日に地方道路公社等に使用される者として在職する者で引き続き職員となった者は、適用日に在職する職員とみなして、この条例附則第3項から附則第6項までの規定を適用する。

36 適用日から、この条例の施行の日の前日までの期間内に退職した者（当該退職が死亡による場合には、その遺族）に旧条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定及びこの附則の規定による退職手当の内払とみなす。

37 この附則に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な経過措置は、この附則の規定に準じて、組合長が規則で定める。

附則別表

平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	年3.2パーセント
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	年4.0パーセント
令和2年4月1日以後	年4.1パーセント

附 則 (昭和49年 組合条例第1号)

(施行日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(一般職の職員の退職手当の特例)

- 2 日本医科大学附属病院の職員であった者が引き続き鶴岡市の一般職の職員となった場合におけるその者の一般の退職手当の額に加算される額については、当分の間、なお従前の例により支給する。
- 3 上山市、長井市、尾花沢市、西置賜行政組合及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の一般職の職員が退職した場合における在職期間の計算については、当分の間、条例第12条第7項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 北村山公立病院組合の一般職の職員のうち、昭和41年12月28日に現に在職していた職員が勤続期間10年以上24年以下で、かつ、年令50歳以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合における退職手当の額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和49年 組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年 組合条例第1号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年 組合条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第17条の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第17条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に対する新条例第17条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第17条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
 - (2) 新条例第17条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第17条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たないものに係る新条例第17条第1項に規定する待期日数については、旧条例第17条第1項第2号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第17条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。
 - (3) 新条例第17条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第17条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
 - (4) 新条例第17条第4項から第6項まで及び第7項第1号の規定は適用しない。
 - (5) 旧条例第17条第4項又は第6項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第17条第7項第2号又は第8項第1号の例に準じて組合長が指示した公共職業訓練等とみなす。
- 5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、組合長が規則で定める。
- 6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第17条の規定により支払われた退職手当は、新条例第17条の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則 （昭和50年 組合条例第5号）

- 1 この条例は、昭和51年1月1日から施行し、この条例第3条の規定は、昭和50年10月1日から適用する。
- 2 この条例第1条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項第3号の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当から適用する。
- 3 前項の退職手当について、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例第1条による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例に基づいて納付された特別負担金は、新条例の規定による特別負担金の内額納付とみなす。

附 則 (昭和51年 組合条例第1号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年 組合条例第3号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年 組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年 組合条例第5号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日に在職する長井市における特別職の職員が、同日以後に退職(任期満了を含む。)した場合における退職手当の額及びこの場合における特別負担金の額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年 組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年 組合条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行し、この条例附則第2項から第4項の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

2～4まで 削除

(勸奨退職者の退職手当の特例)

5 条例第2条第1項に規定する職員(第1号に規定する特別職の職員を除く。)で、組合市町村の長が定めた勸奨計画に基づく勸奨に応じて退職した者のうち、年齢50歳以上の者に対する退職手当の額は、昭和60年3月31日までの間に限り、第8条第1項の規定により計算して得た退職手当の額を支給することができる。

6 昭和53年3月31日現在に在職する特別職の職員の勤続期間の計算については、当該特別職の職員の在職に係る勤続期間の計算に限り、条例第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年 組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年 組合条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年 組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則 (昭和57年 組合条例第1号)

1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

2 この条例第2条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(以下「改正後の48年改正条例」という。)附則第3項(同条例附則第4項又は第5項において例による場合を含む。)及び同条例附則第4項の規定の適用については、昭和57年10月1日から昭和58年3月31日までの間においては、同条例附則第3項中「100分の110」とあるのは「100分の117」と、同条例附則第4項中「38年」とあるのは「40年」とし、昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの間においては、同条例附則第3項中「100分の110」とあるのは

「100分の113」と、同条例附則第4項中「38年」とあるのは「39年」とする。

3 組合市町村は、当該市町村の職員が前項の規定による退職手当（改正後の48年改正条例附則第3項（同条例附則第4項又は第5項において例による場合を含む。）の規定による退職手当（傷病又は死亡により退職した者に係る退職手当を除く。）に限る。）を支給されたときは、当該退職手当の額から改正後の48年改正条例附則第3項の規定を適用したと仮定した場合の退職手当の額を控除した額に相当する金額を納付しなければならない。

4 削 除

5 条例第24条の2第2項及び第3項の規定は、前2項の規定に基づく金額の納付について準用する。

6 この条例の施行の際、現に組合市町村に在職する職員で、昭和60年3月31日までの間に退職するものの退職手当については、この条例第1条の規定による改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例附則第29項から第32項まで及び附則別表並びにこの条例第5条の規定による改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （昭和58年 組合条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 （昭和58年 組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

附 則 （昭和58年 組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和59年 組合条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第1条中山形縣市町村職員退職手当支給条例第4条第1項の改正規定並びに第2条、第3条及び附則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に定年に達したことにより退職した一般職の職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により退職した一般職の職員の退職手当の額は、その者が非違によることなく勸奨を受けて退職したものとみなして計算した額とする。ただし、施行日前にその者の非違によることなく退職の勸奨を受け、当該勸奨を受けた年度を越えて在職した一般職の職員の退職手当の額については、この限りでない。

3 改正法附則第3条の規定により退職すべき一般職の職員で改正法附則第4条において準用する地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職したものの退職手当の額は、その者が定年に達したことにより退職するものとみなして計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 第1条中山形縣市町村職員退職手当支給条例第4条第1項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定の施行の際現に在職する特別職の職員に対する退職手当の額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和60年 組合条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例第1条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第24条第1項第2号及び第24条の2第1項第5号並びに第2条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定は、昭和60年4月1日から施行する。
- 3 附則第1項に定める施行の日(以下「施行日」という。)前の期間に係るこの条例第1条による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第17条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 4 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第17条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第17条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第17条第1項又は第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (2) 新条例第17条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第17条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条第10項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。)の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
 - (3) 新条例第17条第7項又は第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (4) 雇用保険法第19条第1項(同法第37条第9項において準用する場合を含む。)及び同法第33条第1項(同法第40条第3項において準用する場合を含む。)の規定に関しては、新条例第17条第1項中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。)附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項及び第8項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは、「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。
 - (5) 新条例第17条第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 5 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第17条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第2号並びに同条第3項から第8項までの規定、第12項及び第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 6 施行日前に職員等(旧条例第2条第1項に規定する職員、同条第2項の規定により職員とみなされる者及びこれらの者以外の者であって職員について定められている勤務時間以上勤務することとされ

ているものをいう。以下同じ。)となり、かつ、その職員等となった日における年齢が65年以上であった者であって、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したものの(退職の際職員又は同項の規定により職員とみなされる者であった者に限る。)については、新条例第17条第5項又は第6項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となったものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 7 附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第17条第11項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 8 附則第3項から第5項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第17条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当(一般の退職手当等を除く。)の額は、規則で定めるところによる。
- 9 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第17条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は規則で定める。

附 則 (昭和61年 組合条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)附則第10項、第29項及び第30項の規定は、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 新条例第10条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勧奨について適用し、新条例第19条第3項及び第19条の3の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第11号。以下「条例第11号」という。)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「第8条まで」を「第8条の2まで」に改める。
附則第5項中「及び」を、「第8条の2及び」に改める。
- 4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4の規定により定年退職後引き続いて再任用された者(これに準ずる他の法令の規定により同様の取扱を受けた者を含む。)が、昭和60年3月31日から施行の前日までの間にその者の非違によることなく退職した場合におけるその者に対して支給すべき退職手当の額は、この条例による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第6条から第8条まで、第11条、第16条及び第17条並びに附則第18項、第20項及び第27項、この条例による改正前の条例第11号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで及び第35項の規定にかかわらず、その者を定年に達したことにより退職した者とみなしてこれらの規定を適用して計算した額とする。
- 5 前項に規定する者に対して旧条例の規定に基づいて支給された退職手当は、前項の規定による退職

手当の内払とみなす。

- 6 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧条例第6条から第8条まで及び第11条並びに附則第27項又はこの条例による改正前の条例第11号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで及び第35項の規定により計算した場合の退職手当の額が、新条例第6条から第8条の2まで及び第11条並びに附則第27項又はこの条例による改正後の条例第11号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第35項まで及び第35項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 7 前項の規定は、施行日の前日に山形県市町村職員退職手当支給条例第12条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者又は同日に同項第4号に規定する特定地方公社等職員として在職する者のうち職員から引き続いて特定地方公社等となった者で、職員以外の地方公務員等又は特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となったものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」読み替えるものとする。

附 則 (昭和61年 組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第6条第2項の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年 組合条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例第1条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例の規定（第7条の規定を除く。）は、昭和62年4月1日から適用する。
- 3 この条例第2条の規定による改正後の山形県市町村退職手当支給条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和62年7月1日から適用する。

附 則 (昭和63年 組合条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年 組合条例第1号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年 組合条例第2号)

- 1 この条例は、規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日から施行する。
- 2 この条例施行の日（前項の規定に基づき規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日をいう。）の前日に当該組合市町村に在職する職員であって給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例第6条から第8条の2まで及び第11条、山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第3号）附則第27項（以下「条例第3号附則」という。）又は山形県市町村職員退職手

当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第11号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第11号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例第6条から第8条の2まで及び第11条、条例第3号附則又は条例第11号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則 （平成2年 組合条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年 組合条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年 組合条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第10条及び第12条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則 （平成4年 組合条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年 組合条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項、第3条及び第17条第2項第2号の規定は、組合を構成する市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例第2条第2項及び第17条第2項の規定は、この条例の施行の日（前項の規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日をいう。以下「規則で定める施行日」という。）の属する月の初日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、規則で定める施行日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 規則で定める施行日の前日に在職する職員であって給料が日額で定められているものが規則で定める施行日以後に退職した場合において、その者が規則で定める施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したならば支給を受けることができたこの条例による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例第6条から第8条の2まで及び第11条並びに附則第27項又は山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第11号）附則第3項から第6項まで（以下「第11号条例附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例第6条から第8条の2まで及び第11条並びに附則第27項又は第11号条例附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則 （平成4年 組合条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

2 改正後の支給条例第4条第1項、昭和46年条例第2号附則第2項及び昭和49年条例第1号附則第2項（以下「改正後の支給条例等」という。）を適用する場合においては、改正前の支給条例第4条第1項、昭和46年条例第2号附則第2項及び昭和49年条例第1号附則第2項の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた退職手当は、改正後の支給条例等の規定による退職手当の額の内払とみなす。

附 則 （平成5年 組合条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成5年 組合条例第3号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年 組合条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年 組合条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年 組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する

附 則 （平成9年 組合条例第4号）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

2 この条例の施行日前に、現に改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例第19条の2の規定の適用を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 （平成11年 組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年 組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第10項の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則 （平成12年 組合条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成12年 組合条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則 （平成13年 組合条例第3号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお、従前の例

による。

附 則 (平成13年 組合条例第7号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年 組合条例第6号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年 組合条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形縣市町村職員退職手当支給条例第24条第1項第2号及び第3号並びに第24条の2第1項第5号及び第6号並びに附則第40項の改正規定並びに第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例第1条の規定による改正後の山形縣市町村職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間においては、同項第2号中「1,000分の160」とあるのは「1,000分の150」と、同項第3号中「1,000分の210」とあるのは「1,000分の200」とし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間においては、同項第3号中「1,000分の210」とあるのは「1,000分の205」とする。
- 3 改正後の条例第24条の2第1項第5号及び第6号並びに附則第40項並びに第2条の規定による改正後の昭和48年組合条例第11号附則第37項の規定は、平成16年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成15年 組合条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の山形縣市町村職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第17条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条第11項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条例第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第17条第11項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第17条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対する失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第17条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第17条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 前4項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第17条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成

15年法律第31号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。))と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

7 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第17条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成15年法律第31号)附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第17条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第17条第11項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日までの間に旧条例第17条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成15年 組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年 組合条例第4号)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の規定 平成16年 4月1日

(2) 附則第9項の規定 平成16年11月1日

2 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第1条の規定による改正後の支給条例第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の56.7」とあるのは「100分の58.4」と、同項第2号中「100分の33.1」とあるのは「100分の34.1」と、第3号中「100分の28.4」とあるのは「100分の29.2」と、同項第4号中「100分の23.6」とあるのは「100分の24.3」と、同項第5号中「100分の18.9」とあるのは「100分の19.5」とする。

3 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第1条の規定による改正後の支給条例附則第36項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第11条の規定にかかわらず」と、「100分の4」とあるのは「100分の7」とする。

4 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第2条の規定による改正後の昭和46年組合条例第2号附則第2項の規定の適用については、同条例附則第2項中「100分の37.8」とあるのは「100分の38.9」と、「100分の28.4」とあるのは「100分の29.2」とする。

5 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第3条の規定による改正後の昭和48年組合条例第11号附則第3項(同条例附則第4項又は第5項において例による場合を含む。)

及び同条例附則第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「第8条の2まで及び」とあるのは「第8条の2まで及び第11条並びに」と、「100分の4」とあるのは「100分の7」と、同条例附則第4項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第5項中「及び第8条の2」とあるのは「、第8条の2及び第11条」とする。

6 平成15年11月1日から平成16年10月31日までの間における第4条の規定による改正後の昭和49年組合条例第1号附則第2項の規定の適用については、同条例附則第2項中「100分の66.2」とあるのは「100分の68.1」と、「100分の37.8」とあるのは「100分の38.9」と、「100分の28.4」とあるのは「100分の29.2」する。

7 平成16年4月1日から平成16年10月31日までの間における第5条の規定による改正後の昭和37年組合条例第3号附則第40項の規定の適用については、同条例附則第40項中「場合（その者の勤続年数が37年未満である場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「第9条まで」とあるのは「第9条まで及び第11条」とする。

8 平成16年4月1日から平成16年10月31日までの間における第5条の規定による改正後の昭和48年組合条例第1号附則第37項の規定の適用については、同条例附則第37項中「場合（その者の勤続年数が37年未満である場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「第9条まで」とあるのは「第9条まで及び第11条」とする。

9 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で支給条例第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が支給条例第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として支給条例附則第13項の規定の例により計算して得られる額とする。

10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成15年 組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年 組合条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 組合条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第1号及び第4条第1項第6号の規定は、平成16年7月1日から適用する。

3 改正後の条例第24条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期が到来する普通負担金の計算に適用する。

4 施行日前に地方公営企業の管理者となった職員に係る施行日が属する月の改正後の条例第24条の規定の適用については、同条第1項中「職員の給料の月額」とあるのは「職員の施行日が属する月の給料の月額に地方公営企業の管理者としての施行日までの在職月数を乗じて得た額」とする。

附 則 (平成17年 組合条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日に現に組合市町村に在職する一般職の職員のうち平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間に退職した者で、この条例による改正がなければこの条例による改正前の退職手当支給条例第9条又はこの条例による改正前の昭和52年条例第6号附則第2項の規定により一般の退職手当の額に加算される額（以下「消防加算等」という。）を受け取ることができたものに対する退職手当の額は、一般の退職手当の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を消防加算等に乗じて得た額（以下「調整消防加算等」という。）を加算した額とする。

(1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの退職者 100分の70

(2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの退職者 100分の40

3 前項に規定する調整消防加算等は、この条例による改正後の退職手当支給条例の規定による一般の退職手当及び一般の退職手当等を含むものとする。

4 附則第2項の規定による調整消防加算等が支給された場合の第24条の2第2項第1号の規定の適用については、同号中「第21条」とあるのは「第21条並びに平成17年組合条例第1号附則第2項」とする。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和45年組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の表附則第27項の規定の適用を受ける者の項読み替えられる字句の欄中「第9条」を「第8条」に改める。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、第8条」を「若しくは第8条」に改め、「若しくは第9条」を削り、「第9条まで」を「第8条の2まで」に改め、「、消防職員以外の職員にあつては」を削り、「額とし」を「額とする。」に改め、「、消防職員にあつては、新条例第6条から第8条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額に第9条に規定する消防加算額を加算した額とする。」を削り、附則第6項、附則第12項、附則第14項、附則第31項から附則第33項まで及び附則第37項中「第9条」を「第8条の2」に改める。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和61年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「旧条例第6条から第9条」を「旧条例第6条から第8条」に、「新条例第6条から第9条」を「新条例第6条から第8条の2」に改める。

附 則 （平成17年 組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17年 組合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年 組合条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 一般職の職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより山形縣市町村職員退職手当支給条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合(その者が応募による退職予定職員の認定を受けて退職した者である場合及びその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が組合長の承認を得たものである場合を除く。)において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(同日に地方公務員法第25条第3項第1号の規定に基づき組合市町村が定める給料表に規定する額に一定の率を乗じて得た額を当該給料表に規定する額から減じて得た額(調整額があるときは当該調整額を加えた額)を給料月額と規定する組合市町村の職員であつた者については、当該給料表に規定する額(調整額があるときは当該調整額を加えた額)をいう。)を基礎として、この条例による改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例(以下この項において「旧条例」という。)第6条から第8条の2まで及び第11条並びに附則第36項から第38項までの規定、この条例附則第9条の規定による改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年組合条例第11号)附則第3項から第5項までの規定並びにこの条例附則第12条の規定による改正前の山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年組合条例第4号)附則第9項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第8条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の勤続期間を35年として旧条例附則第36項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、山形縣市町村職員退職手当支給条例第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで並びに附則第13項から第15項までの規定、山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年組合条例第11号)附則第3項から第5項までの規定、山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年組合条例第4号)附則第9項の規定並びにこの条例附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち山形縣市町村職員退職手当支給条例第12条第5項及び第6項並びに第15条第1項から第3項までの規定により同条例第8条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が同条例第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「同日における給料月額」とあるのは「同日における給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第3条 削除

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する山形縣市町村職員退職手当支給条例第8条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

第5条 山形縣市町村職員退職手当支給条例第11条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 削除

第7条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和46年組合条例第2号。以下「昭和46年組合条例第2号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

3 前項の規定による退職手当が支給された場合の第24条の2第2項第1号の規定の適用については、同号中「第21条」とあるのは「第21条並びに昭和46年組合条例第2号附則第2項」とする。

附則第4項を削る。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年組合条例第11号。以下「昭和48年組合条例第11号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

附則第4項中「第7条（）」を「第6条第1項（）」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第7条及び」を「第6条第1項及び第8条の2並びに」に改める。

附則第5項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第8条及び第8条の2並びに」を「第8条から第8条の3まで及び」に改める。

附則第6項中「第6条から第8条の2まで及び第11条」を「第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで」に改める。

附則第12項各号列記以外の部分中「第6条から第8条の2までの」を「第5条の2及び第11条の5の」に、「第6条から第8条の2まで及び第11条」を「第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで」に改め、同項第1号中「第6条から第8条の2まで及び第11条」を「第5条の2から第8条の3まで及び第11条から第11条の5まで」に改める。

附則第37項を次のように改める。

37 勸奨退職者等に附則第3項又は附則第5項の規定による退職手当が支給された場合（その者の勤続年数が38年未満である場合に限る。）の第24条の2第2項第1号の規定の適用については、同号中「第21条」とあるのは「第21条並びに昭和48年組合条例第11号附則第3項又は附則第5項」とする。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和49年組合条例第1号。以下「昭和49年組合条例第1号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

3 前項の規定による退職手当が支給された場合の第24条の2第2項第1号の規定の適用については、同号中「第21条」とあるのは「第21条並びに昭和49年組合条例第1号附則第2項」とする。

附則第4項中「退職手当の額の計算」を「一般の退職手当の額に加算される額」に、「、条例第6条から第8条及び第12条の規定にかかわらず」を削り、「による」を「により支給する」に改める。

附則第5項中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改める。

附則第6項中「10年以上」を「10年以上24年以下」に改める。

附則第7項を次のように改める。

7 前3項の規定による退職手当が支給された場合の第24条の2第2項第1号の規定の適用については、同号中「第21条」とあるのは「第21条並びに昭和49年組合条例第1号附則第4項から附則第6項まで」とする。

附則第8項を削る。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成9年組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第24条の2第1項第8号」を「第24条の2第1項第2号」に改め、「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、「一般職の職員となった日の変更された者の退職手当」を「職員期間の始期を変更された者」に改める。

附則第3項中「第24条の2第1項第8号」を「第24条の2第1項第2号」に改め、「基準日」を「特別負担基準日」に改め、「市町村が」を「市町村が組合に」に改める。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第12条 山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第7条」を「第6条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「、同条」を「、同項」に改める。

（山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成17年組合条例第1号。以下「平成17年組合条例第1号」という。))の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当支給条例第6条から第8条の2の規定による」を「一般の」に、「同条例第

6条から第8条の2の規定による」を「一般の」に改める。

附則第3項及び附則第4項を次のように改める。

3 前項に規定する調整消防加算等は、この条例による改正後の退職手当支給条例の規定による一般の退職手当及び一般の退職手当等を含むものとする。

4 附則第2項の規定による調整消防加算等が支給された場合の第24条の2第2項第1号の規定の適用については、同号中「第21条」とあるのは「第21条並びに平成17年組合条例第1号附則第2項」とする。

(一般職の職員から引き続き特別職の職員となった者に対する退職手当の額の特例に関する条例の一部改正)

第14条 一般職の職員から引き続き特別職の職員となった者に対する退職手当の額の特例に関する条例(昭和50年組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「のうち、勤続期間が20年以上で年齢50歳以上の者が」を「(勤続期間が20年以上で年齢50歳以上の者に限る。)で」に、「場合」を「者(以下「特別職就任退職者」という。)」に改める。

第3条を次のように改める。

(退職手当の額)

第3条 特別職就任退職者の一般職の職員期間に係る退職手当の額は、特別職就任退職者を地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2の規定により定年退職した一般職の職員とみなして一般職の職員の例により計算した退職手当の額とする。

(公益法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第15条 公益法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例(平成14年組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第12条第4項及び第24条の2第1項第6号」を「及び第11条の4第1項」に、「及び第12条第4項」を「及び第11条の4第1項」に改め、第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第11条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第3条中「、第12条第4項及び第24条の2第1項第6号」を「及び第11条の4第1項」に改め、「及び第12条第4項」を「及び第11条の4第1項」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 職員が特定法人在職期間を通算されて退職手当が支給された場合の退職手当条例第24条の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「という。）」とあるのは「と(いう。)及び特定法人在職期間」とし、同号ロ中「特別負担金基準期間」とあるのは「特別負担金基準期間及び特定法人在職期間」とする。

附 則 (平成18年 組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 組合条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第2条の規定により副市町村長として選任されたものとみなされた者に係る助役としての施行日の前日の任期終了は、なかったものとし、助役としての同日を含む任期に係る在職期間は、副市町村長としての在職期間とみなす。
- 3 地方自治法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により在職する収入役及び施行日に在職するその他の特別職の職員については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年 組合条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度までのこの条例による改正後の第24条の3の規定の適用については、同条第1項中「20分の1に相当する額」とあるのは「20分の1に相当する額に次の表の左欄に掲げる調整特別負担金の年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額」と、同条第2項中「10分の1に相当する額」とあるのは「10分の1に相当する額に次の表の左欄に掲げる調整特別負担金の年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額」とする。

平成19年度	100分の0
平成20年度	100分の40
平成21年度	100分の45
平成22年度	100分の50
平成23年度	100分の60
平成24年度	100分の70
平成25年度	100分の80
平成26年度	100分の90

附 則 (平成19年 組合条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第17条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第17条第1項及び第3項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第17条第17項の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則 (平成20年 組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年 組合条例第1号)

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年 組合条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例の一部改正)

3 国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例(平成6年組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

附 則 (平成22年 組合条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成22年4月1日(以下「適用日」という。)前に職員であった者(以下この項で「適用日前在職者」という。)であって退職の日が適用日前であるもの及び適用日前在職者のうち適用日以後引き続き職員であった者であって退職の日が適用日以後であるものに対するこの条例による改正後の第17条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第24条の4の規定は、平成23年4月1日以後納付すべき調整特別負担金について適用し、平成26年度までの同条の規定の適用については、同条第2項の表の右欄中「20分の1に相当する額」とあるのは「20分の1に相当する額に平成19年条例第2号附則第2項の表の左欄に掲げる調整特別負担金の年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額」とする。

附 則 (平成24年 組合条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定中支給条例第3条及び第4条に関する部分、第3条の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成25年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日に在職する特別職の職員(次項に規定するものを除く。)に対する施行日以後初めて支給される退職手当の額を計算するときのこの条例による改正後の支給条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定の適用については、同条第2項中「当該特別職の職員となった日」とあるのは、「施行日が属する当該特別職の職員としての任期の初日」とする。

3 施行日に在職する特別職の職員で施行日以後最初の任期満了による退職について改正後の条例第4条第3項又は第4項の規定の適用を受けたものに対する施行日以後初めて支給される退職手当の

額を計算するときの同条の規定の適用については、同条第1項中「得た額とする」とあるのは「得た額に施行日が属する任期に係る退職手当の額（施行日が属する任期の満了日におけるその者の給料月額にその者の当該任期の初日から当該任期の満了日までの勤続月数（1月に満たない日数は1月とする。）を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる区分による割合を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする」と、同条第2項中「当該特別職の職員となった日」とあるのは「施行日が属する任期の次の任期の初日」とし、同条第4項中「各任期」とあるのは「各任期（施行日が属する任期を除く。）」とする。

附 則 （平成25年 組合条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に退職した職員に係る退職手当の支給及び特別負担金については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下この項において「新条例」という。）附則第36項（新条例附則第38項及び第6条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第9項においてその例による場合を含む。）及び第37項の規定の適用については、新条例附則第36項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第3条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 5 第7条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

附 則 （平成25年 組合条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。ただし、第8条の3、第11条の3、第24条及び第24条の4の改正規定並びに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。
（山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成18年組合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）の一部を次のように改正する

附則第2条第1項中「退職した場合」を「退職した場合（その者が応募による退職予定職員の認定を受けて退職した者である場合及びその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって

任命権者が組合長の承認を得たものである場合を除く。)」に改める。

(経過措置)

3 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの退職に係る退職手当の平成18年改正条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「理由により退職」とあるのは「理由により退職（年齢別構成適正化を図るための募集への応募に係る退職予定職員の認定を受けての退職については勧奨退職とし、第15条の2第1項第2号又は早期退職募集条例等中の同号に相当する規定による募集への応募に係る退職予定職員の認定を受けての退職については法律若しくは条例による定数の減少若しくは組織の改廃又は歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることによる退職とする。）」とする。

4 平成26年3月までの月に係る普通負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 組合条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形縣市町村職員退職手当支給条例第24条の2から第24条の4までの改正規定及び第2条の規定並びに附則第3項の規定は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前の月に係る普通負担金については、なお従前の例による。

3 平成25年1月1日に在職する特別職の職員のこの条例による改正後の第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「特別職の職員の例」とあるのは「特別職の職員の例（山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成24年組合条例第1号）附則第2項及び第3項の規定は適用せず、支給条例第4条第6項の規定の適用については、同項中「前項の規定が適用され」とあるのは「平成25年1月1日に在職する特別職の職員で」とする。）」とする。

附 則 (平成27年 組合条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第11条の4の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。

2 この条例による改正前の第11条の4の規定により、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた退職手当は、この条例による改正後の第11条の4の規定による内払とみなす。

附 則 (平成27年 組合条例第2号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年 組合条例第3号)

この条例は、平成27年10月10日から施行する。

附 則 (平成28年 組合条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 組合条例第7号)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

2 退職職員（退職した山形縣市町村職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該組合市町村の事務を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の山形縣市町村職員退職

手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における山形県市町村職員退職手当支給条例第12条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（山形県市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年組合条例第7号）の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（施行日前の在職期間を有する者にあつては、施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が施行日前である場合には、零）」とする。

- 3 改正後の条例第17条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）第17条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に改正前の条例第17条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に改正後の条例第17条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第17条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する山形県市町村職員退職手当支給条例第17条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に改正前の条例第17条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に改正後の条例第17条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する山形県市町村職員退職手当支給条例第17条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成29年 組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成29年 組合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第17条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の条例附則第44項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した山形県市町村職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて山形県市町村職員退職手当支給条例第17条第1項第2号に規定する所定給付日数から同

項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の条例第17条第11項（第5号に係る部分に限り、山形県市町村職員退職手当支給条例第17条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

附 則 （平成30年 組合条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の山形県市町村職員退職手当支給条例第24条第1項、第24条の2第1項及び第24条の4第2項の規定の適用については、同条例第24条第1項第1号中「1,000分の140」とあるのは「1,000分の145」と、同項第2号中「1,000分の190」とあるのは「1,000分の195」と、同条例第24条の2第1項の表読み替えられる割合の欄中「1,000分の140」とあるのは「1,000分の145」と、「1,000分の190」とあるのは「1,000分の195」と、同条例第24条の4第2項の表第24条第1項第1号の項中「1,000分の140」とあるのは「1,000分の145」と、同表第24条第1項第2号の項中「1,000分の190」とあるのは「1,000分の195」とする。

附 則 （平成31年 組合条例第1号）

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

附 則 （令和 元年 組合条例第8号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 （令和 2年 組合条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和 3年 組合条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年4月から令和6年3月までの間にある各月の普通負担金に係るこの条例による改正後の第24条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項各号の同表右欄に掲げる割合は、それぞれ同表の右欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

期 間	読み替えられる割合	読み替える割合
令和3年4月から令和4年3月まで	1,000分の120	1,000分の135
	1,000分の170	1,000分の185
令和4年4月から令和5年3月まで	1,000分の120	1,000分の130
	1,000分の170	1,000分の180
令和5年4月から令和6年3月まで	1,000分の120	1,000分の125
	1,000分の170	1,000分の175

附 則 (令和 5年 組合条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中山形縣市町村職員退職手当支給条例第17条第4項及び第11項、第24条並びに附則第39項及び第44項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中山形縣市町村職員退職手当支給条例第24条の2第1項の改正規定 令和6年4月1日 (経過措置)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の山形縣市町村職員退職手当支給条例（次項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。
- 3 改正後の条例第2条第2項本文及び第17条第2項の規定は、令和5年4月1日以後の期間における退職手当の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第17条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。